

音威子府村下水道事業経営戦略(案)

団 体 名 : 音威子府村

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成12年7月	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	10.4人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1区(音威子府地区)		
処 理 場 数	1ヶ所(音威子府浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 10m ³ まで1,650円 (超過使用料 10m ³ を超えるもの 1m ³ につき180円)						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	営業1種 10m ³ まで 2,100円 営業2種 20m ³ まで 4,000円 (超過使用料 10m ³ を超えるもの 1m ³ につき180円)						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	学校用 100m ³ まで 11,700円 病院用 200m ³ まで 23,300円 寮 用 450m ³ まで 64,200円 (超過使用料 10m ³ を超えるもの 1m ³ につき180円)						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,450	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	4,075	円
	平成26年度	3,450	円		平成26年度	3,849	円
	平成27年度	3,450	円		平成27年度	3,898	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道係 1名
事業運営組織	農業集落排水事業供用開始後から上下水道係で事業運営を行っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	供用開始から浄化センター(処理場)に係る施設維持管理業務、消防施設保守点検業務、電気設備管理業務、水質検査業務、脱水ケーキ運搬業務を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続していく予定です。指定管理者制度の導入予定はありません。
	ウ PPP・PFI	村内において民間資金、経営能力などを活用できる企業がないため未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	農業集落排水から発生する汚泥は、堆肥化後主に公共施設花壇等に使用しています。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	未利用の土地・施設はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

2. 経営の基本方針

●安心・安全に暮らせる快適なまちづくり

未接続世帯への水洗化に向けた啓発活動を実施し水洗化の促進を図ります。

●持続的なサービスの提供

供用開始から17年が経過し、今後、施設・機器・管渠類などの経年劣化が進んでくるため定期的な保守点検と計画的な修繕・更新を行ない維持管理の適正化を図ります。

●安定した事業経営の実現

安定した事業経営を実現するため、中長期視点に立った計画的な経営基盤の強化を図ります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

投資については、平成28年度・29年度において国庫補助を受け、機械設備及び電気設備更新を行ないます。平成30年度以降については、修繕計画を基に機器の維持延命を図ることとし、大規模な修繕等については現状では見込んでいません。

② 収支計画のうち財源についての説明

(収益的収入)

主な収入は、料金収入及び一般会計繰入金となっています。料金収入については、現行料金で算出しています。今後、見込みを上回る料金収入の減少が予想されることもあり、更なる効率化・コストの縮減に努め、財源となる農業集落排水使用料の適正化を図り、住民の理解を得ながら段階的な使用料の改定を検討していく必要があります。

(資本的収入)

資本的支出の地方債償還に係る財源については、一般会計繰入金により充当しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与について、上下水道係1名分の給与を農業集落排水事業会計から1ヶ月分を支出し、簡易水道事業会計から11ヶ月分を支出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	近隣自治体との距離(30km以上)や地理的にも大きな課題があり、現状の中で広域化・共同化を行う予定はありません。
投資の平準化に関する事項	
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間資金、経営能力などを活用できる企業がないため未検討であり、現在の民間委託を継続します。
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後も人口の減少が続き、使用料の減少が見込まれます。他の公共料金の見直し時期も考慮しながら、簡易水道料金と合わせた料金改定の検討を進めていく必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため取り組みはありません。
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間資金、経営能力などを活用できる企業がないため未検討であり、現在の民間委託を継続します。
職員給与費に関する事項	上下水道係1名分の給与を農業集落排水事業会計から1ヶ月分を支出し、残額を簡易水道事業会計から支出していますが、以降も現状通りの取り扱いとする予定です。
動力費に関する事項	H28年度より高圧電力契約分を新電力に契約変更し、電気料の節減に努めています。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	突発的な事故や故障を未然に防ぐために、修繕計画をたて、計画的・効率的な修繕に努めています。今後も修繕計画を基に機器の維持延命を図っていきます。
委託費に関する事項	管理業務委託について現在2年契約で行っているが、さらなる委託費削減を図るべく、近隣自治体の実績も参考にしながら、可能な限りの長期契約を検討します。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5年ごとに見直しを行います。また事後検証を行っていきます。
---------------------	-------------------------------

(法非適用企業)

収支計画(※)

28

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	1,003	751	△ 463	1,022	203	501	615	1,616	1,124	721	220	220
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	150	180										
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,153	931	△ 463	1,022	203	501	615	1,616	1,124	721	220	220
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒字 (P)												
(N)-(O)	赤字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	72	63										
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	14,241	13,505	12,075	11,500	11,000	11,000	10,800	10,600	10,400	10,200	10,000	10,000
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度									
収益的収支分		3,432	3,215	2,997	2,796	2,740	2,518	2,278	2,028	1,757	1,482	1,201	919
うち基準内繰入金		3,432	3,215	2,997	2,796	2,740	2,518	2,278	2,028	1,757	1,482	1,201	919
うち基準外繰入金													
資本的収支分		11,439	11,655	11,875	12,100	12,330	12,807	13,522	17,066	17,336	17,611	17,892	17,725
うち基準内繰入金		11,439	11,655	11,875	12,100	12,330	12,807	13,522	17,066	17,336	17,611	17,892	17,725
うち基準外繰入金													
合 計		14,871	14,870	14,872	14,896	15,070	15,325	15,800	19,094	19,093	19,093	19,093	18,644

(※)平成27年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。

経営比較分析表

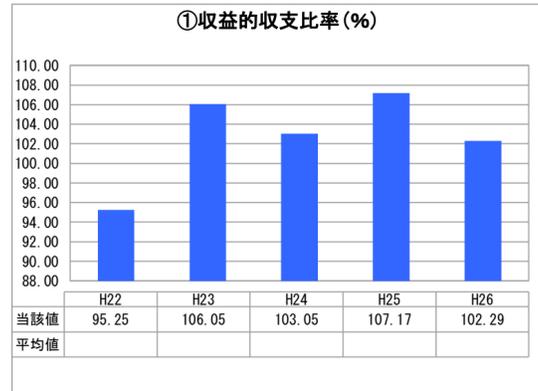
北海道 音威子府村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	84.44	75.60

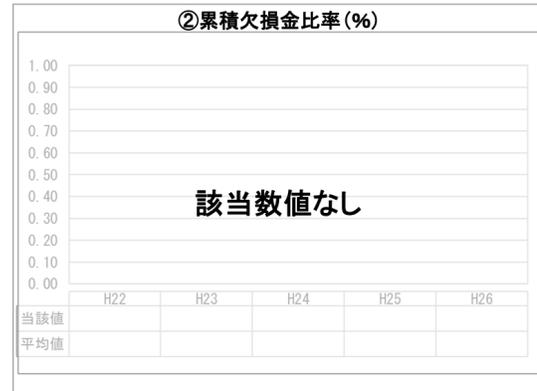
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
800	275.63	2.90
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
624	0.61	1,022.95

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



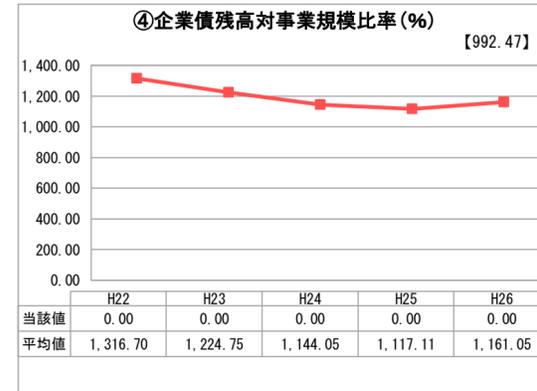
「単年度の収支」



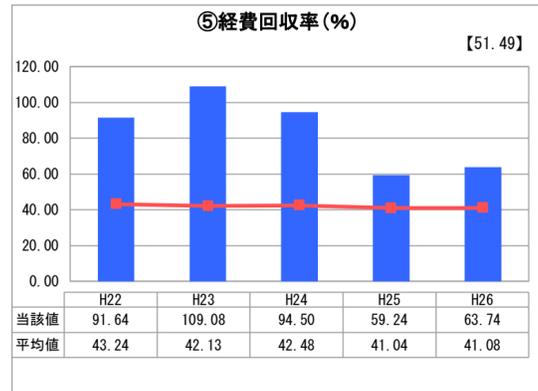
「累積欠損」



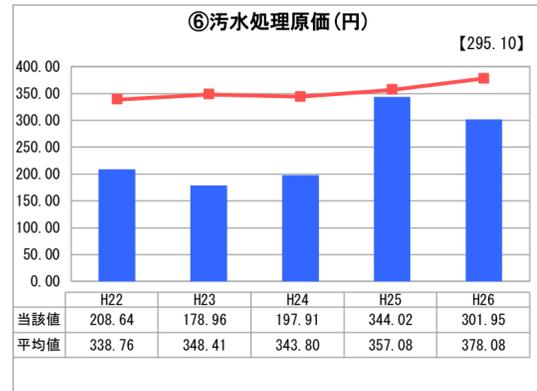
「支払能力」



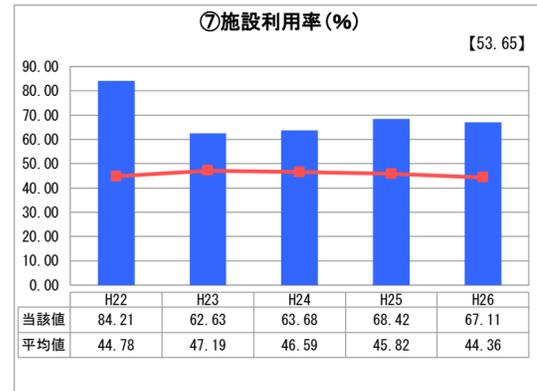
「債務残高」



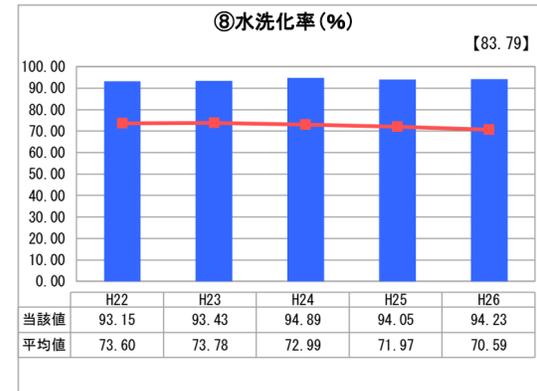
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

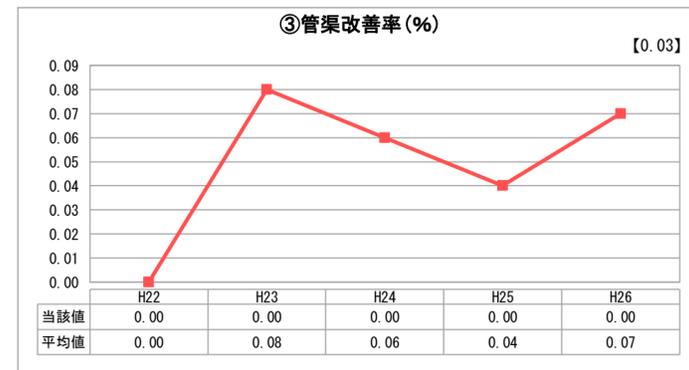
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、現状100%を超えており健全な運営となっている。引き続き健全経営が行えるよう経費の節減等を図らなければならない。

2. 老朽化の状況について

全体総括

現状は健全経営であるが、以降は人口の減少により料金収入の減少が続くことが見込まれる。また供用開始から15年が経過し施設の更新等が必要となる。現在、農業集落排水機能強化事業として国の補助を利用し機器更新を図るべく計画を策定し、計画的な更新を図っていく。また、汚水処理原価は類似団体と比較して悪い水準ではないが、経費節減に努め改善を図っていく必要がある。経費回収率については、平成29年度の料金改定時に将来を見据えた適正な料金設定を図る必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。